二

分野
小分野
産業分類
義務の種類
全ての分野
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
市場アクセス（第八・五条）
最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）
現地における拠点（第八・十一条）
特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）
経営幹部及び取締役会（第十・七条）
サービスの貿易及び投資

概要

日本国は、自国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）

注　この留保事項の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第三項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（同法に規定する特定信書便役務を除く。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。

現行の措置

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条
民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二
モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条
小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条
当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条
日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条及び第四十九条
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第四条及び第十条
スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条

三

分野
小分野
産業分類
義務の種類
全ての分野
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
市場アクセス（第八・五条）
最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）
現地における拠点（第八・十一条）
特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）
経営幹部及び取締役会（第十・七条）
サービスの貿易及び投資

概要

1　日本国は、この協定が効力を生ずる時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業への投資又は当該産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
2　この協定が効力を生ずる時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。
3　日本国は、この協定が効力を生ずる時には技術的に投資又はサービスの提供が可能でなかった産業への投資又は当該産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

四

分野
小分野
産業分類
義務の種類
全ての分野
最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）

概要

サービスの貿易及び投資

1　日本国は、この協定が効力を生ずる日において効力を有し、又はこの協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定並びにこれらの改正及びこれらを承継する協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
2　日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　漁業
(b)　海事（海難救助を含む。）

現行の措置

五

分野
小分野
産業分類
義務の種類
全ての分野
内国民待遇（第八・四条）
市場アクセス（第八・五条）
最恵国待遇（第八・六条）
サービスの貿易

概要

日本国は、第九章（自然人の一時的な移動）及び附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の日本国の表の規定に従うことを条件として、第八・一条（定義）(r)(iv)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

航空宇宙産業
宇宙開発産業

六

分野
小分野
産業分類
義務の種類
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）
経営幹部及び取締役会（第十・七条）
サービスの貿易及び投資

概要

1　日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
2　日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス
(b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス
(c)　修理及び保守のサービス
(d)　宇宙輸送サービス

現行の措置

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十二号）第三条から第五条まで

七

分野
小分野
産業分類
義務の種類
武器・火薬産業
武器産業
火薬類製造業
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）
経営幹部及び取締役会（第十・七条）
サービスの貿易及び投資

概要

1　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。